

(仮称) 茅ヶ崎公園体験学習施設の管理運営の基本的
な考え方



茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会

平成 30 年 2 月

目次

●管理運営の基本的な考え方

1	これまでの検討の経緯	・・・ 1
2	設置目的	・・・ 1
3	施設の概要	・・・ 2
4	名称及び愛称	・・・ 2
5	管理運営体制について	・・・ 3
6	開館日、開館時間について	・・・ 3
7	事業（体験学習）等について	・・・ 4
8	施設の使用について	・・・ 7
9	駐車場について	・・・ 8
10	その他施設の管理に必要な事項について	・・・ 8

●参考資料

- ・「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針【参考資料1】
- ・使用料等の減額免除の見直しについて【参考資料2】
- ・平面図【参考資料3】
- ・パブリックコメント実施結果

1 これまでの検討の経緯

老朽化や耐震性能に大きな課題のある旧海岸青少年会館¹ 及び福祉会館² は、「公共施設整備・再編計画」（平成 20 年 3 月策定、平成 28 年 9 月改訂）において複合化による再整備が位置づけられており、その後、施設整備のための基本的な考え方を両館利用団体、関係団体及び地域の皆様の御意見・御要望をいただきながら、平成 21 年 11 月に「海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画」（平成 23 年 2 月改訂）を取りまとめました。

平成 27 年度から簡易プロポーザル方式により選定した設計者とともに、海岸青少年会館、福祉会館の利用者団体や市民との意見交換等を通じて御意見、御要望をいただくとともに、法的整理を重ねながら様々な視点で精査を行い、平成 28 年度に実施設計を取りまとめました。

平成 29 年 7 月より建設工事に着手し、平成 31 年 1 月の開館に向けて整備を進めています。

2 設置目的

本施設は、都市公園である茅ヶ崎公園における公園施設の一つであることから、都市公園法の理念に則り、「都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的とします。

また、茅ヶ崎公園が持つ“みどり”や“海”といった風光明媚な環境や場所の特性を生かした「野外体験」や「ものづくり体験」など引き続き先駆的な青少年健全育成事業を行うとともに、高齢者、障害者の健康増進・いきがづくりや多様な主体の福祉活動の支援を行います。（7 参照）

施設における体験や学習を通じ、子どもからお年寄りまでが出会い、学び、楽しみ、仲間をつくるなど、あらゆる世代がふれあい活動することができる市民の憩いの場として本施設を設置します。

¹ 本市が、神奈川県が青少年活動を促進し、その健全な育成を図ることを目的に昭和 45 年に設置し、平成 5 年に本市に移管され、本事業の一環で平成 27 年度に解体した施設。（所在地 茅ヶ崎市中海岸三丁目 3 番 10 号）

² 本市が、「市民の福祉の増進及び福祉活動の育成増進を図る」目的で昭和 45 年に設置した施設。（所在地 茅ヶ崎市中海岸二丁目 2 番 4 2 号）

3 施設の概要

(1) 所在地番

茅ヶ崎市中海岸三丁目11483番59外 茅ヶ崎公園内（旧庭球場）



(2) 延床面積

3, 296. 42㎡

(3) 構造

鉄筋コンクリート造

(4) 階数

地上2階、地下1階

4 名称及び愛称

(1) 名称

（仮称）茅ヶ崎公園体験学習センター

(2) 愛称

本施設が、より多くの市民の皆様に愛され、永く親しまれる施設となるよう愛称を広く募集します。

5 管理運営体制について

現在、福祉会館は、平成 18 年度から指定管理者を導入し、管理運営を行っています。

一方、海岸青少年会館は、平成 5 年度に神奈川県から施設が移管され、市が直接管理を行っています。

本施設においては、次のとおり管理運営を行います。

- ・世代間交流を促進し、自主事業の充実や公園施設と一体となった事業を効率的かつ効果的に推進するため、一元的管理を図ります。
- ・市民に永く愛され、利用されるためには、時代の変化や利用者ニーズに柔軟に対応し、市民とともに育つ施設であることが求められることから、当面の間、市直営とします。
- ・学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、青少年会館との相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進するために、海岸青少年会館及び福祉会館利用者や地域の関係団体等と連携を図りながら、より利便性の高い、適切な管理運営の実現を目指します。

6 開館日、開館時間について

(1) 休館日

ア 毎月第 2 火曜日

ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とします。

イ 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないこと（休館すること）ができることとします。

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで。

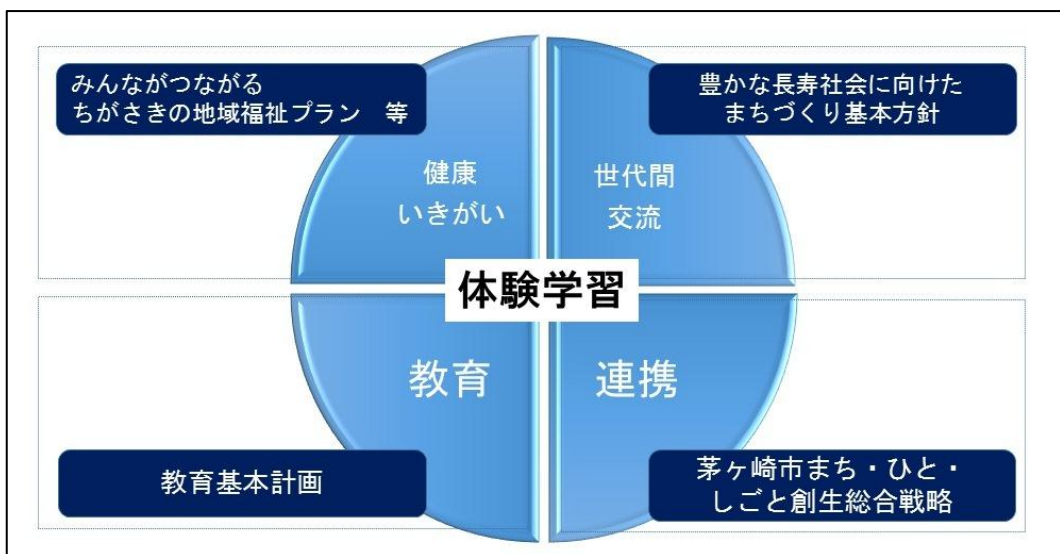
ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができることとします。

7 事業（体験学習）等について

本施設は、海岸青少年会館と福祉会館の複合化を図ることであらゆる世代が交流できる直接的な効果に加えて、地域の活性化などの地域社会への間接的な効果をもたらし、様々な相乗効果が地域社会に広がっていくことを目指します。そのためには、自らサークル等を組織して活動を行う場を提供する「貸館事業」のみならず、本施設が海岸青少年会館のノウハウを生かし、多種多様な事業を提案することで、仲間をつくり、自ら学び、活動する機会を創出する「自主事業」を次のとおり展開します。

(1) 自主事業等（主催・共催事業）

ア 体験学習施設が強化する4つの事業



(7) 教育基本計画に基づく事業

核家族化の進展やライフスタイルの変化に伴い、地域のつながりが希薄になり、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。また、青少年を取り巻く環境の変化は著しいものがあり、学校・家庭・地域など、地域ぐるみで協働して青少年の育成に積極的に関わっていくことが必要であり、青少年の自立への意欲をはぐくむため、自発的に学び、活動する青少年を育成し支援する事業を実施します。



(イ) みんながつながるちがさきの地域福祉プラン等に基づく事業

誰もが個人として尊重され、その人らしく暮らせるよう、福祉への理解と関心を広め、人々の交流や福祉活動を促進するための取り組みを推進します。

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」に基づき、地域福祉活動を担うボランティアを継続的に育て・活動を継承するために、施設で活動するボランティア団体等に協力をいただきながら、身近な場所で学習や体験ができる環境づくりを進めます。

「一次予防」を重視した生活習慣病予防の情報提供を行い、個人の健康づくりへの意欲を支援するとともに、健康づくりに関わる関係団体との連携の取れた、効果的な取り組みの推進を図ることを目指した事業を実施します。

(ウ) 豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針に基づく事業

団塊世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）頃までに、現役を引退した高齢者がいきいきと暮らすためには、子育て環境の向上や高齢者への支援等により生きがいを持ち高齢者が自分らしく暮らす仕組みや、支援が必要な高齢者に対して、安心して暮らせるためのケアの仕組みの構築が大きな課題となっています。

豊かな長寿社会の実現に向けて、「子どもを産み育てやすく 子育て層が住みやすいまち」、「高齢者が生きがいを持って活躍できるまち」、「健やかな生活を営み 住み続けることができるまち」の 3 つの施策の柱と、それらを支える基盤として「ソーシャルキャピタル³の強化、醸成」を施策の柱として掲げ、これらの施策の柱間の連携を図りながら取り組みの推進を図る事業を実施します。

³ 社会関係資本：人々のきずな、支え合い

(E) 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業

豊富な「人財」がいきいきと活躍し、安心して住み続けられる環境をつくることを基本目標とし、活発な市民活動を活かし、一人ひとりが地域で活躍できる環境の充実を図るとともに、多世代共生拠点となり、交流のモデルを創出し、多世代共生のコミュニティを広げる事業を実施します。

イ その他の自主事業等

(7) 安全・安心なまちづくりの推進に係る事業

津波一時退避場所としての機能を有する施設として、防災関係機関と連携して、津波避難対策訓練、津波一時退避場所の開設と受け入れ訓練、海浜利用者避難誘導訓練等、防災に関する事業を継続的に実施します。

(4) コンシェルジュ機能

本施設では、これから「学び」に取り組もうとする市民のために、コンシェルジュ機能を設け、学習活動に適した施設や団体等を幅広く紹介するほか、相談機能を充実させ、市民が「学び」の第一歩を円滑に踏み出せるよう支援します。

(ウ) 協働推進事業

協働推進事業は、市と市民活動団体が事業の企画段階から、対等な立場で、適切な役割分担により双方の責任において実施する協働事業です。

行政提案型協働推進事業として「はまかぜ菜園」等管理運営事業について、事業企画案を公募して実施します。

(2) 貸館事業

自らサークル等を組織し、事業の企画や収支の責任を担って仲間とともに自主的に学ぶ活動や、市民活動（ボランティア活動、交流サロンなど）を行う団体等に対し、施設を貸し出す事業を「貸館事業」と位置づけます。

「貸館」をより能動的な事業として捉えることで、あらゆる世代の市民の学び（体験学習）や活動の活性化を図り、新たな世代間交流などの相乗効果を目指します。

8 施設の使用について

(1) 使用承認について

本施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けるものとします。

また、次のいずれかに該当する場合は、承認しないことができるものとします。

- ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- イ 集団的に又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- ウ 施設や附帯設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- エ その他、施設の管理上支障があると認められるとき

なお、教育委員会は、使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付すことができるものとします。

(2) 使用申請について

本施設の使用にあたっては、多くの方が利用しやすいよう公民館や青少年会館同様に「公共施設予約サービス」を導入し、市役所を始めとする各公共施設に設置されている公共端末やご家庭のパソコンやスマートフォンなどから仮申請を行えるようにします。

(3) 使用料について

集会室、多目的室、音楽室等占有して使用する諸室の使用料は有料とし、その使用料は、維持管理経費から面積あたりの単価を求めて算出します。

使用料の額については、『「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針』（参考資料1）に基づき、維持管理費、年間の開館日数、面積を単位として1時間ごとの使用可能な区分を設定します。

なお、使用料のあり方やロッカー等の使用料については、市の他の施設や近隣施設とのバランスに配慮して設定します。

(4) 使用料の減額免除について

本施設は、あらゆる世代が学び、楽しみ、交流する事業（機会）や場を市が提案していくことから、公的関与の必要性が高い公の施設として、「使用料等の減額免除の見直しについて」（平成29年2月策定）（参考資料2）における統一的な減額免除基準I類を採用します。

統一的な減額免除基準Ⅰ類

■公的関与の必要性が高い公の施設

区分	摘要範囲
免除	市が主催または共催するとき
	結成から2年以内の公共的団体が団体本来の活動目的で利用するとき
減額（50%）	公共的団体が団体本来の活動目的で利用するとき

【参考】

統一的な減額免除基準Ⅱ類

■公的関与の必要性が低い公の施設

区分	摘要範囲
免除	なし
減額	なし

9 駐車場について

本施設の整備にあたり、新たに12台の駐車場を設置します。

この駐車場については、本施設があらゆる方が様々な体験プログラムを通じて交流する本施設の目的に則り、原則として資機材等の搬出入、障害のある方や妊産婦等の優先駐車場として運用します。

なお、新たに整備する12台の駐車場を含めて、茅ヶ崎公園内には160台の駐車場があります。公の施設の駐車場については、民間による同種のサービスが提供されていること、利用者が限定されること、目的外駐車排除による利便性の向上が期待できること等の理由により、そのあり方については、『「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針』（参考資料1）に基づき検討していきます。

10 その他施設の管理に必要な事項について

その他、施設の管理に必要な事項としては、他の利用者に迷惑をかける行為をしてはならないこと等を定めることとします。

- (1) 施設内における販売行為等の禁止について
- (2) 施設の設備等の制限（備付け以外の器具の利用における承認）について
- (3) 施設の利用における原状回復の義務について
- (4) 施設内の損傷等に係る損害賠償について
- (5) 施設への入館制限等について
- (6) 管理上の立入りについて